

タイにおける税務の基礎知識 第14回

今回は前回に引き続き、源泉徴収についてご説明いたします。前回は給与所得に係る源泉徴収でしたが、今回は給与以外の所得の支払いに係る源泉徴収について解説をいたします。

項 目	タイの法律	日本の法律
給与所得以外の所得に係る源泉徴収制度	タイにおいては歳入法50条において源泉徴収について定めており、歳入法40条に基づく所得の支払者は、その支払いの都度、所得税を源泉徴収し、これを国に納付しなければならない。	日本においては所得税法204条に基づいて、給与所得以外の所得について源泉徴収することとなる。また、徴収した所得税の額は、徴収した日の属する月の翌月10日までに国に納付することとなる。
源泉徴収の対象となる所得の種類と源泉税率 タイにおいては、タイの法人→タイ法人(居住者)、日本においては、日本法人→日本の居住者への支払いを行う場合	歳入法40条に規定される主な所得と源泉税率は以下の通りとなる。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 著作権に使用料その他の権利の使用の対価(ロイヤルティ)・・・3% 2. 資産の貸与の対価(リース料)・・・5%(一定の条件を満たす場合には源泉不要) 3. 自由業からの所得(弁護士、会計士等報酬)・・・3% 4. 請負業務代金・・・3% 5. 利息・・・1% 6. 配当・・・10%(一定の条件を満たす場合には、源泉不要) 	所得税法204条に定める主な所得と源泉税率は以下の通りとなる。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 原稿料、著作権の使用料・・・10%(一定の場合には20%) 2. 弁護士等の業務に対する報酬・・・10%(一定の場合には20%) <p>日本においては、204条以外に利子、配当については181条において定めており、それぞれ15%、20%(一定の場合には、10%)となる。また現在日本においては復興特別所得税の負担があることから、上記の税率と異なる場合がある。</p>
非居住者に対する支払の場合	上記に掲げる報酬、料金をタイ法人からタイ以外の国ある法人(非居住者)に対して支払いを行う場合においては、歳入法に基づく徴収税率(所得の内容に応じて10%～20%の税率)もしくは租税条約に基づく税率(免税～25%)のいずれか低い税率によって、源泉徴収を行うこととなる。	非居住者に対する所得の支払いに関する源泉徴収については、第212条に規定しており、対象となる所得についても第161条に規定しており、上記とは所得の範囲が広がる。原則として20%の税率によって所得税を徴収することとなる。租税条約の適用がある場合には、租税条約の規定を適用する。
その他の留意点:租税条約の適用と手続き	日本とタイの間では租税条約が締結されており、上記に記載した報酬等の支払がタイ→日本、日本→タイのように国をまたぐ場合には、租税条約の適用の有無について確認する必要がある。なお租税条約による税率の減免の適用は、基本的には利益を受ける側(受益者)の権利であり、本来は受益者が租税条約の適用に関する申請を行うのであるが、実務的には支払者が必要な書類を準備し、受益者よりサインを受領するといった流れとなる。したがって支払者においては、租税条約の適用の有無についても注意が必要となる。なお日本においては、租税条約の届出を失念した場合であっても、国内法に基づいて源泉徴収を行い、その後に租税条約の適用に関する申請をすることによって、減免される税率までの過誤納分については、還付を受けられる余地がある。	

本文は現行のタイ、日本における税法について確認はしておりますが、あくまでも筆者の意見を取りまとめたものにすぎません。従いまして個別、具体的な判断を行う場合には、貴社顧問の専門家にご相談してください。

<筆者紹介>

上原重典

XAT Thai Consulting Ltd.代表取締役／税理士法人ザット・パートナー

アーサーアンダーセン東京事務所・税務部門を経て独立し、2001年10月に上原・宇野共同税務事務所を設立。06年1月に税理士法人ザットへ組織変更。タイ法人は12年5月設立。

本稿に関する問い合わせは、電話 +66-(0)2-238-2118-9 または E-mail: s.uehara@xat.asia まで。